
資料2 動物取扱業に関する基準等（骨子案）

1 案の検討に当たっての基本的考え方

（1）規制に当たっての主な観点

動物取扱業の全般的な底上げ

登録制等の導入による規制強化の背景及び趣旨等を踏まえ、動物取扱業の全般的な底上げ及び一部の悪質な業者の是正が着実に図られるようにする。

施設を持たない動物取扱業の適正化

新たに規制対象として追加されたインターネットによる販売等の施設を持たない業等についても、その適正化が確実に図られるようにする。

生活環境の保全上の支障の防止

動物の鳴声や臭い等の生活環境保全上の支障防止が図られるようにする。

人的体制（動物取扱責任者等）の充実

新たに設けられた動物取扱責任者制度の活用等により、動物取扱業者における人的体制の充実が図られるようにする。

（2）規制の水準

継続性等を考慮したレベルアップ

規制の継続性及び実効性が確保できるように、現行の届出規制に係る遵守基準を踏襲しつつ、ソフト面（飼養施設の管理、動物の管理、人的体制等）を中心としたレベルアップを行う現実的なものとする。

登録の拒否

登録申請そのものの拒否処分については、登録後の事後的な対応では悪影響の回避等が困難であると認められる場合等を基本として行うものとする。

2 案の主なポイント

（1）登録の拒否及び遵守基準

主として、次の事項を規定する。

（飼養施設関係）

- ・動物の健康と安全及び生活環境保全の確保の観点から、業の実施に必要とされる施設の種類
- ・日常的な動作が容易に行える規模の確保（長期飼養については、必要に応じてさらなる規模の確保）

- ・安全で衛生的な構造の確保
- ・定期的な清掃及び消毒等の実施

(動物の管理関係)

- ・幼齢動物の販売制限
- ・販売時等における動物の状態の確認
- ・顧客に対する適正な飼養方法等に関する情報の提供
- ・規模構造等に見合った動物の種類及び最大取扱い数の遵守
- ・適切な給餌給水、飼養環境管理、休息及び運動等の確保
- ・輸送時における動物の健康及び安全等の確保

(その他業の実施関係)

- ・顧客に対して誤った理解を与えるおそれのある広告の制限
- ・適切な能力等を有した動物取扱責任者及び職員の配置
- ・動物の仕入れ及び販売等に関する記録台帳の整備及び保管
- ・違法業者との動物の取引きの禁止

(2) 登録標識

顧客に対して、登録を受けた動物取扱業者であることが容易に分かるように、事業所の壁面等に、登録番号等を記した標識を掲示させる。

また、出張訓練やペットシッター等の業を行う場合については、併せて職員の胸元に標識を掲示させる。

(参考：ホームページ等の広告には、遵守基準により同内容の情報掲示を義務付け)

(3) 動物取扱責任者及び研修

選任の主な要件

- ・事業所ごとに1名以上
- ・常勤の職員である者
- ・一定の知識及び技術を有していると認められる者(実務経験、学歴又は資格で判断)

研修

(回数)

- ・1年に1回以上

(内容)

- ・動物の愛護及び管理に関する法令(条例を含む)に関すること
- ・動物取扱業の飼養施設の管理に関すること
- ・動物取扱業に係る動物の管理に関すること
- ・その他

(研修時間(1回あたり)は3時間以上)

3 案の骨子

(1) 登録の拒否及び遵守基準(骨子案)

別添1のとおり

(2) 登録標識(骨子案)

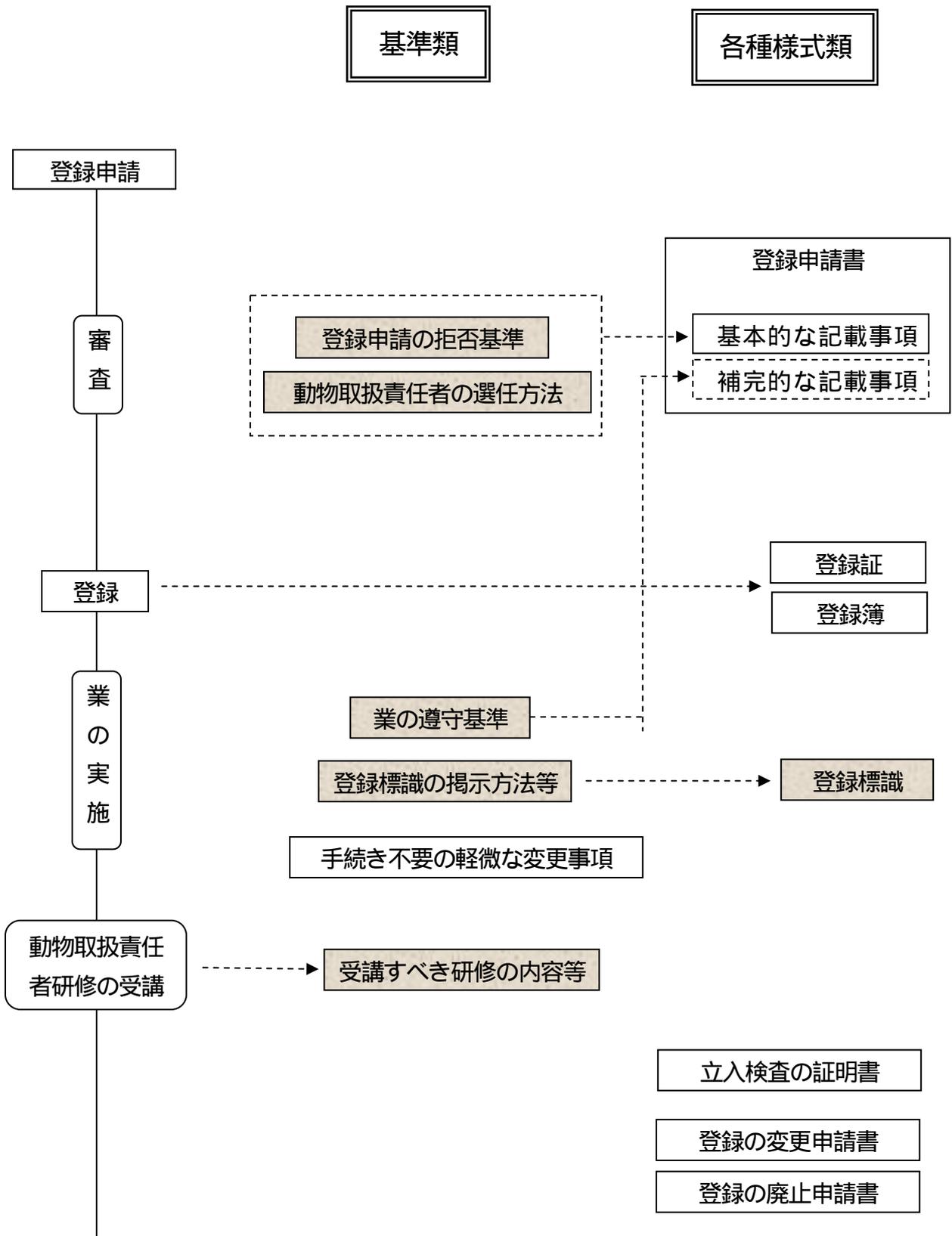
別添2のとおり

(3) 動物取扱責任者の選任及び研修(骨子案)

別添3のとおり

参考 動物取扱業に係る基準等の体系

注： は諮問事項



別添 1 登録の拒否及び遵守基準（骨子案）

	拒否基準	遵守基準
飼養施設の規模及び構造	<p>(権原) 土地や施設に関して、必要な権原の所持</p> <p>(施設の種類) 業務実施に必要な各種機能空間の配備 保管空間、洗浄空間、汚物等集積空間、 飼料保管空間、展示空間（販売業者・展示業者）・訓練空間（訓練業者）</p> <p>業務実施に必要な各種設備の配備 飼養施設が屋内施設の場合 ケージ等の個別保管設備、照明設備、 上水道設備、洗浄設備、消毒設備、 排水設備、汚物処理設備、飼料保管 設備、空調設備、遮光・防風雨設備 飼養施設が屋外施設の場合 ケージ等の個別保管設備、給水設備、 洗浄設備、消毒設備、排水設備、汚 物処理設備、飼料保管設備、空調設 備（屋外施設を除く。）、遮光・防風 雨設備</p> <p>(規模等) 取り扱う動物の種類及び最大取扱数に見合 った規模及び構造</p> <p>(構造（ケージ等）) 洗浄が可能な耐水性の材質の使用</p>	<p>(設備（施設の種類）) ケージ等における、給餌給水、糞尿処理設備等 の配備 ケージ等における、生態及び習性、飼養期間に 応じた遊具、止まり木等の配備 必要に応じた防音設備の配備 必要に応じた臭気等の軽減設備の配備 必要に応じた衛生動物の防止設備の配備</p> <p>(規模) 各種機能空間における日常的な動作が容易に 行える面積の確保 ケージ等における、日常的な動作が容易に行え る規模の確保。飼養期間が長時間にわたる場合 における、必要に応じた運動できる規模の確保</p> <p>(構造) 飼養施設における、動物が傷害等を受けない安</p>

	<p>糞尿等が下に漏れない材質及び形状の床面の確保</p> <p>採光及び通気が確保される構造の確保</p> <p>転倒防止措置の確保</p>	<p>全な構造の確保</p> <p>飼養施設における、衛生状態の維持管理がしやすい構造の確保</p> <p>ケージ等における、逸走を防止できる構造及び強度の確保</p> <p>(ケージ等の配置)</p> <p>過度な闘争を招かない、ケージ等の配置や動物の組合せの考慮</p>
飼養施設の管理の方法	-	<p>(管理方法)</p> <p>飼養施設における、定期的な清掃及び消毒の実施</p> <p>ケージ等における、1日1回以上の清掃の実施</p> <p>保管・訓練業者における、動物を搬出する都度の清掃及び消毒の実施</p> <p>飼養施設における、1日1回以上の保守点検等の実施</p> <p>飼養施設における、清掃、消毒及び保守点検の実施状況に関する記録台帳の整備と保管</p>
動物の取扱いの方法	<p>(販売方法等)</p> <p>遵守基準(右欄の販売方法等 ~)に適合した販売方法等に関する実施計画の作成</p>	<p>(販売方法等)</p> <p>販売業者における、幼齢な動物の販売の制限</p> <p>販売・貸出し業者における、販売・貸出し時における動物の状態の目視確認(2日間以上の係留観察等)</p> <p>販売業者における、飼養保管方法及び動物の状態の購入者への説明及び確認(親兄弟の遺伝性疾患等の病歴を含む。)</p> <p>貸出し業者における、借り受け者に対する、動物の健康及び安全の確保に必要な事項に関する説明</p> <p>販売・貸出し業者における、上記 の実施状況の記録台帳の整備及び保管</p>

		<p>販売業者における、販売時等における各種証明書の添付</p> <p>(飼養施設における飼養保管方法)</p> <p>施設外における飼養の原則禁止</p> <p>施設の構造及び規模、従業員数に見合った種類や数での飼養保管</p> <p>ケージの規模構造に見合った種類及び数での飼養保管</p> <p>生理生態等に適した温度等の環境管理の実施 (屋外施設においては、環境管理の必要のない季節や動物種等に限定して飼養保管を実施)</p> <p>適切な種類や回数等での給餌給水の実施</p> <p>長時間の連続展示の制限</p> <p>運動が困難な施設における飼養保管に当たっての、必要に応じた運動時間の確保</p> <p>社会化が必要な場合における複数飼養の実施</p> <p>保管・訓練業者における、預かり動物の個別収容の実施</p> <p>販売・貸出し・展示業者における、顧客に対する動物との過度な接触の防止指導の実施</p> <p>販売・貸出し・展示業者における、顧客によるみだりな給餌の制限</p> <p>導入時における動物の健康状態の確認及び隔離</p> <p>販売・展示・貸出し業者における、野生動物の販売における適切な種類の選択、仕入れ時の必要に応じた馴化措置の実施</p> <p>疾病及びケガの予防等の日常的な健康管理の実施</p> <p>必要に応じたワクチン接種の実施</p> <p>必要に応じた獣医療の確保</p> <p>廃棄物及び死体等の適切な処理</p> <p>衛生動物による健康被害の防止</p> <p>鳴声及び臭い等による周辺的生活環境被害の</p>
--	--	--

		<p>防止</p> <p>21 動物の数及び状態に関する1日1回以上の巡回の実施</p> <p>22 動物の逸走防止のための各種措置の実施</p> <p>23 動物の数及び状態に関する記録台帳の整備と保管等</p> <p>24 販売・展示・貸出し業者における、繁殖の際の遺伝性疾患等の防止</p> <p>25 販売・展示・貸出し業者における、繁殖の際の母体に対する過度な負担の防止</p> <p>26 展示業者における、施設の規模等に応じた計画的な繁殖の実施、必要に応じた避妊等の実施</p> <p>27 販売・展示・貸出し業者における、繁殖の実施状況に関する台帳の整備及び保管</p> <p>28 展示・訓練業者における、過酷な演芸・訓練の制限</p> <p>29 貸出し業者における、貸出し先における適切な撮影方法の確保指導の実施</p> <p>(輸送方法)</p> <p>ケージ等の床への固定等による転倒防止の確保</p> <p>必要に応じた空調設備の配備等による生理生態等に適した温度等の環境管理の確保</p> <p>輸送中の動物の状態の確認(航空輸送中を除く)</p> <p>動物の種類及び数に見合った施設及び職員数の確保</p> <p>適切な大きさのケージ等の確保</p> <p>清潔な輸送施設の確保</p> <p>動物の状態等に応じた適切な給餌給水の確保</p> <p>輸送時間の短縮及び必要に応じた輸送中の休息等の確保</p> <p>輸送中の衛生管理、事故防止、逸走防止、周辺生活環境保全に必要な措置の確保</p>
--	--	---

	<p>(体制)</p> <p>常勤の動物取扱責任者の1名以上の配置 知識及び技術を有した職員の配置</p>	<p>(広告)</p> <p>販売業者における、販売に供している動物に係る各動物ごとの特性情報の掲示(種類、性別、生年月日、成長時の大きさ、ワクチン接種歴、生産情報等)</p> <p>広告における、氏名及び登録番号等の掲示</p> <p>広告における、顧客等に対して動物に関する誤った理解を与えるおそれのある事項等の掲載の制限</p> <p>(体制)</p> <p>動物の種類及び数等に見合った職員数の確保</p> <p>動物取扱責任者による研修知識の内部伝達・習得措置の実施</p> <p>仕入れ及び販売等の動物の取引に関する記録台帳の整備と保管</p> <p>(その他)</p> <p>業の廃止等に当たっての飼養動物の適切な処理の実施</p> <p>動物の処分に当たっての安楽殺処分の実施</p> <p>有毒動物の飼養に当たっての救急処置体制の確保</p> <p>災害時における動物の保護及び危害の防止対策の措置</p> <p>違法業者等との動物の取引の禁止</p>
--	---	---

別添2 登録標識（骨子案）

1 掲示方法

飼養保管施設を設置した業を行う場合

- ・事業所（飼養施設）の顧客の出入口から、視認し易い位置の壁面に掲示

飼養保管施設を設置しない業を行う場合

次の2箇所に掲示

- ・事業所（事務所）の顧客の出入口から、視認し易い位置の壁面に掲示
- ・顧客に見える状態で、顧客と接する職員全員の胸元に掲示

飼養保管施設を有している業者が、併せて飼養保管施設によらない業態の業を行う場合についても適用

2 記載事項・様式

飼養保管施設を設置した業を行う場合

- ・氏名又は名称
- ・事業所の名称及び所在地
- ・取扱業の種別
- ・登録番号
- ・登録年月日（有効期限）
- ・動物取扱責任者の氏名

→ 様式は別途に提示。ただし、「登録証」の掲示で代替可とする

飼養保管施設を設置しない業を行う場合

ア 事業所(事務所)に掲示する標識

- ・氏名又は名称
- ・事業所の名称及び所在地
- ・取扱業の種別
- ・登録番号
- ・登録年月日（有効期限）
- ・動物取扱責任者の氏名

→ 様式は別途に提示。ただし、「登録証」の掲示で代替可とする

イ 職員に掲示する標識

- ・当該標識を掲示している職員の氏名
- ・事業所の名称及び所在地（都道府県及び市町村名） 様式は別途に提示
- ・取扱業の種別
- ・登録番号
- ・登録年月日（有効期限）

別添 3 動物取扱責任者の選任及び研修（骨子案）

1 動物取扱責任者の選任方法等

（人数）

- ・事業所ごとに、1名以上の職員を選任すること

（資質等）

- ・常勤の職員を選任すること
- ・当該事業所における動物取扱責任者以外の職員全員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識に関する習得指導ができる知識や技術を有していると認められる者（実務経験、学歴又は資格で判断）を選任すること

（動物取扱業者の責務）

- ・動物取扱業者は、動物取扱責任者研修の開催の通知を受けた場合は、遅滞なく選任した動物取扱責任者に対して連絡すること
- ・動物取扱業者は、選任した動物取扱責任者の全員が、1年に1回以上、都道府県知事又は政令市の長が開催する動物取扱責任者研修を受けるようにすること

2 受講すべき研修の内容

（回数）

- ・1年に1回以上

（内容）

動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む）に関すること

動物取扱業の飼養施設の管理に関すること

動物取扱業に係る動物の管理に関すること

上記 及び 以外の業務の内容及び実施に関すること

研修時間（1回当たり）は3時間以上

参考 変更の届出が要らない軽微な事項（骨子案）

次の各号のいずれかに該当するものを変更の届出が要らない軽微な事項とする。

- 1 設備の変更であって、次に掲げる事項に係る水平投影面積の登録時（変更届出を行った場合はその届出が受理された時点）からの通算面積が、当該設備を備える飼養施設の延べ床面積の30パーセント未満であるもの
 - ・設備の新增設
 - ・現在の設備と同等以上の機能を有する設備への改設
 - ・設備の配置の変更
- 2 飼養施設（設備を除く）の規模の増加に係る変更であって、登録時（変更届出を行った場合はその届出が受理された時点）から通算した変更に係る水平投影面積が、変更前の延べ床面積の30パーセント未満の面積の変更であるもの
- 3 飼養施設の構造の変更であって、現在の飼養施設と同等以上の機能を有する飼養施設への改設であるもの
- 4 飼養施設の管理の方法の変更であって、軽微であるもの

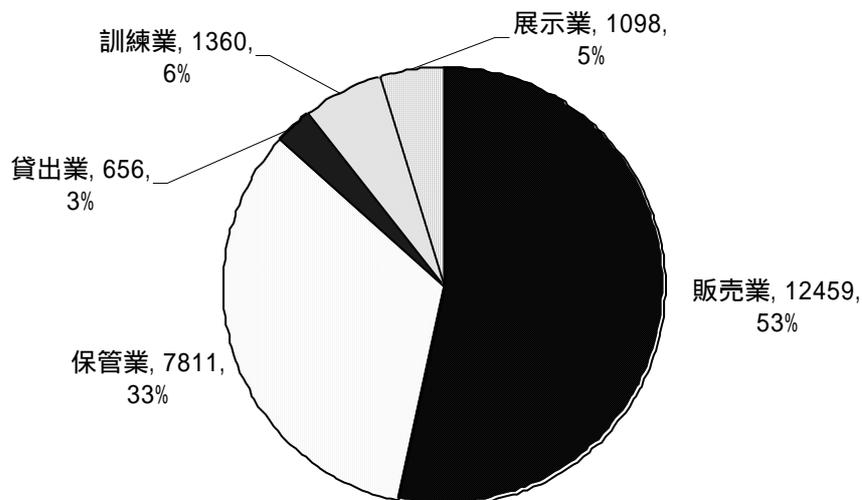
1 動物取扱業の対象となる業種・業態の一覧

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等における販売のための動物の飼養業者、 <u>施設を持たないインターネット等による販売業者</u>
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、 <u>美容業者(動物を預かる場合)</u> 、 <u>ペットシッター</u>
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、 <u>出張訓練業者</u>
展示	動物を見せる業(「ふれあい施設」を含む)	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、 <u>乗馬施設(「ふれあい」を目的とする場合)</u> 、 <u>アニマルセラピー業者</u>

下線部：改正法により、今後、新たに規制対象に組み入れられることとなる業者

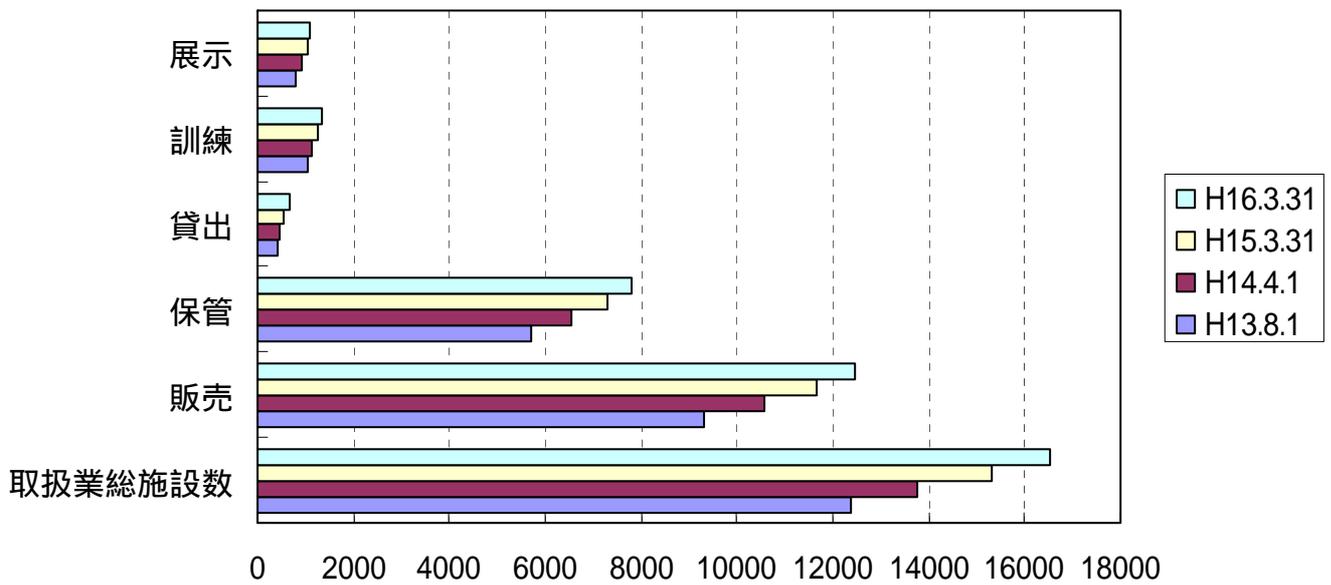
2 動物取扱業の件数

(1) 業種別の件数

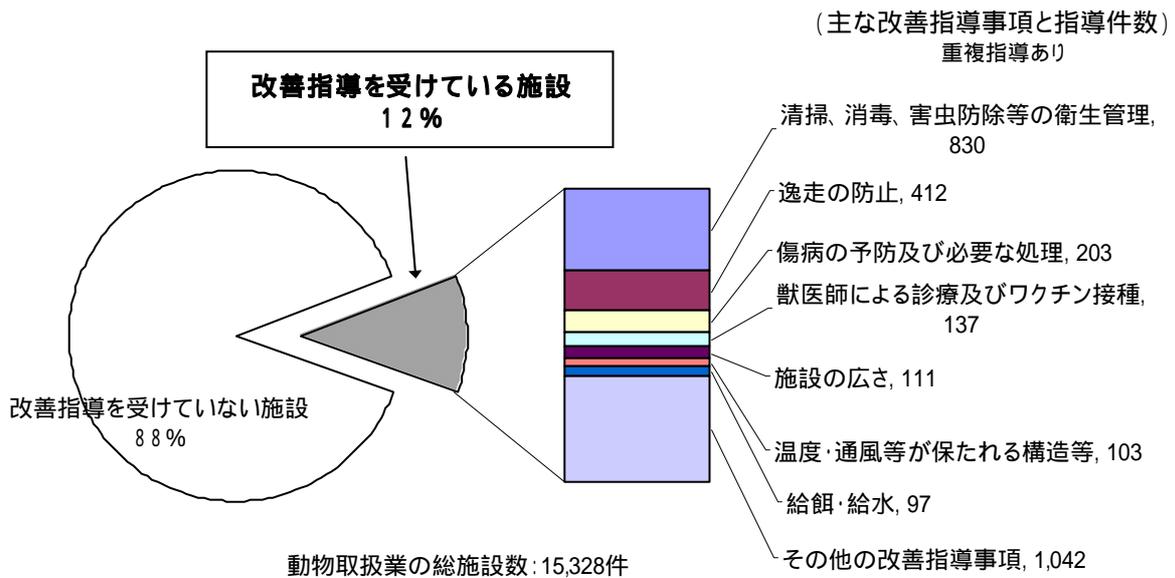


総施設数 16,530 (延べ数 23,384) (平成15年度末現在)

(2) 件数の推移



3 地方自治体による指導状況 (平成14年度)

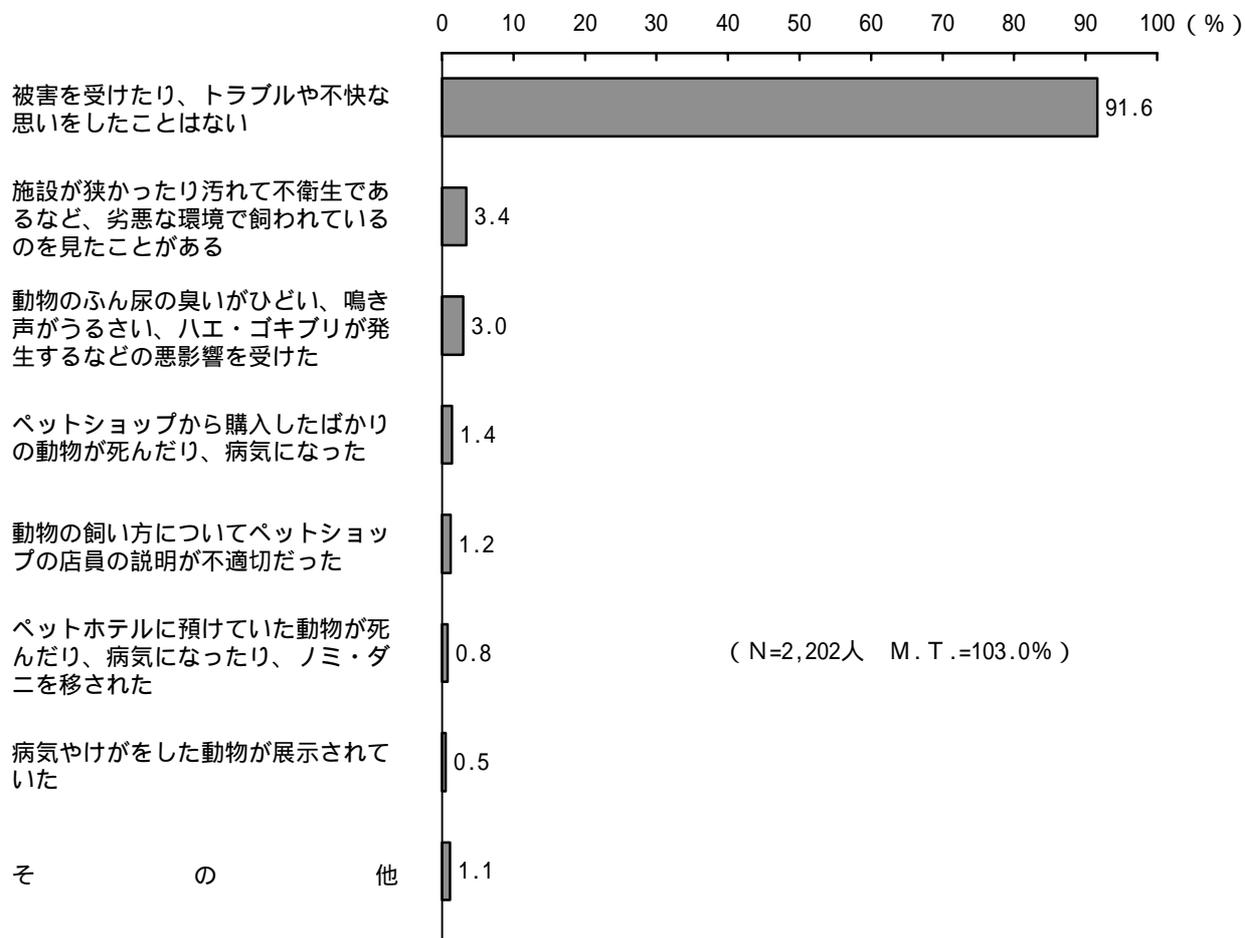


4 悪質な動物取扱業の事例

年度	都道府県	種別	勧告・命令の概要
13	三重県	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養施設全体及び付近の清掃、整理整頓及び消毒を定期的に行うこと。 ・設備・器具の清掃・洗浄及び消毒を定期的に行うこと。 ・排泄物及び汚物等の廃棄物は飼養施設内を汚染させることのないよう速やかに衛生的に処理し、悪臭及びはえ等の発生源とならないようにすること。 ・害虫（ノミ・ハエ）の駆除を行うとともに、発生防止対策をとること。 ・疾病にかかった犬には、必要な処置を行い、過度なストレスがかからないよう対策を講ずること。
13	大阪府	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・病気の犬を隔離し、他の動物に感染しないようにできる設備を備えること。 ・清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造に改善すること ・病気の状態に応じた給餌給水等の管理を行うこと。 ・病気の犬を治療し、隔離して感染及び悪化を防ぎ、必要に応じ獣医師の診療を受けること。 ・飼養施設及び設備又は器具の徹底的な清掃、整理及び消毒を行うこと。
14	滋賀県	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養する犬に毎日給餌、給水できるように対策をただちに講ずること。 ・犬舎内やケージ内に放置されている犬の死体を至急にビニール袋等に入れて密封し、適正に処理すること。 ・犬舎内やケージ内に蓄積している犬の排泄物を取り除き、清掃すること。 ・飼養する犬の健康状態を把握し、必要な措置を行うこと。
14	滋賀県	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・犬舎内やケージ内に放置されている犬の死体を至急にビニール袋等に入れて密封し、適正に処理すること。 ・犬舎内やケージ内に蓄積している犬の排泄物を取り除き、清掃すること。 ・飼養する犬の健康状態を把握し、必要な措置を行うこと。
14	鳥取県	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育ケージには犬の動作を困難とするほどの多頭数を入れないこと。 ・飼育ケージは、糞尿が回収できるよう受け皿を取り付けること。 ・餌が衛生的に取り替えられるよう、保管設備及び保管場所を確保すること。 ・飼育器具、設備は適宜洗浄に心がけ、公道等で行わず敷地内の洗浄場所で行うこと。また、必要に応じて消毒すること。 ・頻繁に発生する犬の鳴き声に対しては、近隣住民に迷惑のかからないよう、防音対策を施すこと。 ・糞尿、残餌等施設から出るゴミは臭い、ハエ等が発生しないよう密閉できる蓋付きの容器に保管し、町のゴミ収集日に出すなど適切に処分すること。
14	鳥取県	命令	同上

5 動物取扱業者からの被害等の有無

(複数回答)



出典:動物愛護に関する世論調査(平成 15 年 7 月調査)

6 幼齢動物の取扱い

(1) 幼齢動物（犬及びねこ等）の販売等に係る主な問題点

飼養保管環境の変化や輸送等に対する耐性が低いこと

社会化が十分になされていないこと

給餌給水や排泄に手間がかかるため、飼養が必要以上に困難であること

(2) 社会化

犬やねこが家庭動物として問題行動を起こさずに適正に飼養されるためには、社会化がなされる必要があると言われている。この社会化のありようについては、色々な考え方が表明されているが、一般的には、「社会的行動の学習によって社会集団のメンバーとして適当な行動ができるようになること」で、動物が他の動物でも人間でも自分以外の存在との接触、体験を通じて、相手を単なる物としてでなく何らかの付き合いをしていく社会的存在として受け入れて、過剰な反応なしに正常な行動がとれる能力を獲得することであるとされている。

この社会化がなされる時期は、一生続くものであるが、幼齢な時期は特に社会化がしやすい時期であると考えられている（ただし、この具体的な時期の特定については定説がなく、判断根拠となる科学的知見も乏しい状況にある）。また、社会化の方法としては、他の犬やねこに慣らすことだけでなく、人に慣らすこと、様々なものに慣らすこと（首輪、リード、クレートなど）、様々な環境に慣らすこと（音響など）が必要であるとする意見も出されている。

(3) 海外における幼齢動物の販売制限の例（日本動物福祉協会資料より）

米国（動物福祉法に基づく規則）

§ 2 . 1 3 0 最低週齢要件

- ・輸送や取引のために輸送業者や中間業者に引渡される、あるいは取引で輸送される犬やねこは、8週齢以上で離乳したものでなければならない。ただし、登録された研究施設への輸送の場合は、この限りではない。

米国・コロラド州（犬繁殖施設規則、ねこ繁殖施設規則）

G 犬の販売又は移動

- ・8週齢以下の犬を販売、移動又は譲渡することは違法である。

I ねこの販売又は移動

- ・8週齢以下のねこを販売、移動又は譲渡することは違法である。
- ・体重が2ポンド（約907グラム）以下のねこを販売、移動又は譲渡することは違法である。ただし、そのねこが「安全に移動させるに足る十分な身体的発達及び健康が認められる場合」又は「12週齢以上のねこであるとする獣医師の証明がある場合」はこの限りではない。

イギリス（犬繁殖・販売法1999）

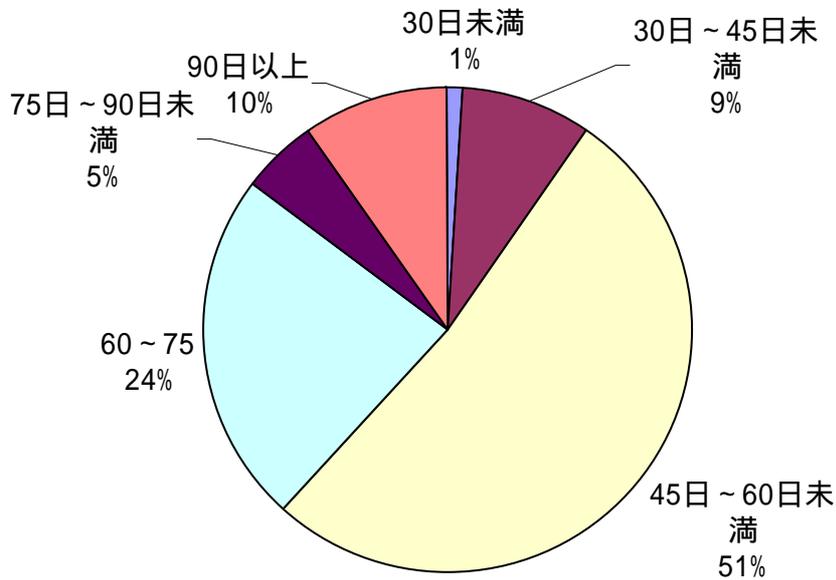
- ・8週齢以下の犬を売ってはならない

オーストラリア・ニューサウスウェールズ州（動物福祉規定NO.6 犬の繁殖）

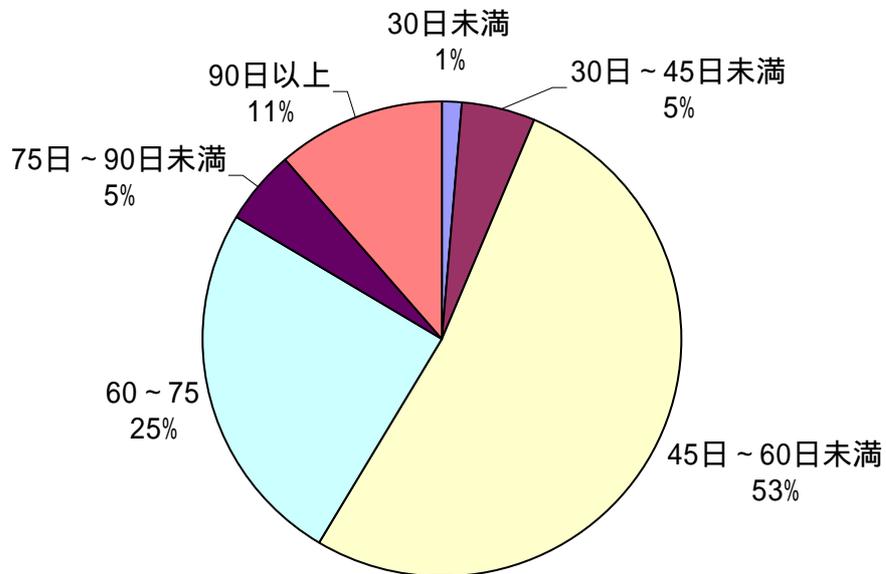
- 10.1 8週齢以下の子犬を販売してはならない。

(3) ペット販売店における犬ねこの仕入れ日齢

犬の平均日齢（仕入れ時）



ねこの平均日齢（仕入れ時）



注：全国のペット販売店を対象にしたアンケート調査結果（環境省・H15）。調査対象店数は約1千店（無作為抽出）、有効回答数は約37%。

日齢別の成長状況

犬（ワイヤーダックス）

35日



42日



51日



56日



65日



犬（ミックス）

35日



42日



49日



56日



ねこ（ミックス）

35日



42日



54日



69日

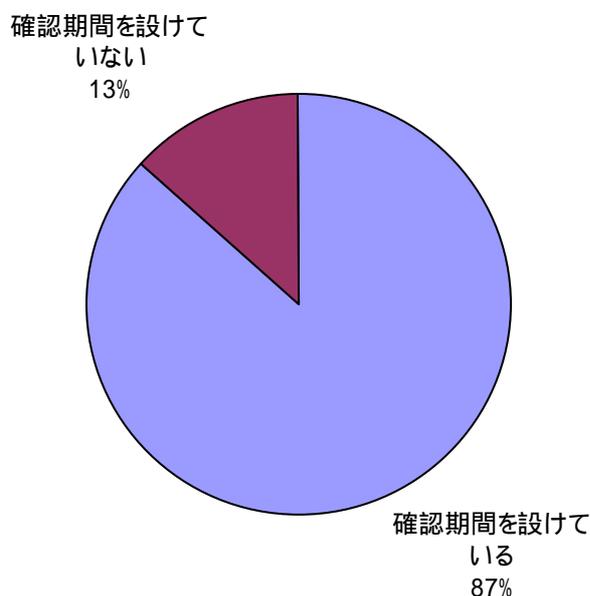


写真提供 犬（ワイヤーダックス）: ATOMIC (<http://www7a.biglobe.ne.jp/~atomic>)

犬（ミックス）: 日本動物保護管理協会、ねこ（ミックス）: 田村弓子氏

7 動物の状態の確認

(1) 動物の状態の確認の実施状況

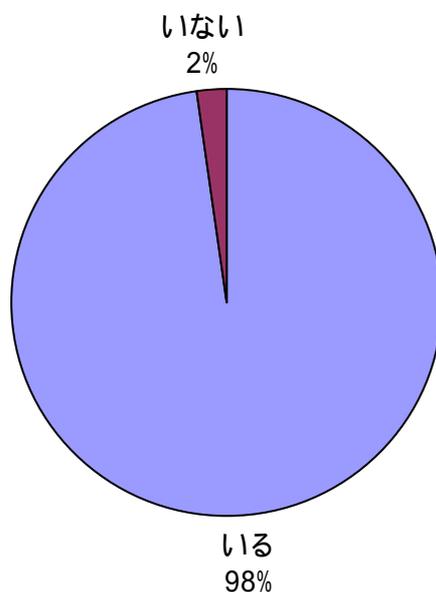


(2) 動物の状態に係る事前確認が可能な事項

潜伏期間のある感染症や生後一定期間を経て発症する遺伝性疾患など、獣医師による診察によっても発見し難いものがあることから、健康であることを事前に証明することは困難であるが、次の事項については、外見上容易に判別することが可能であると言われている。

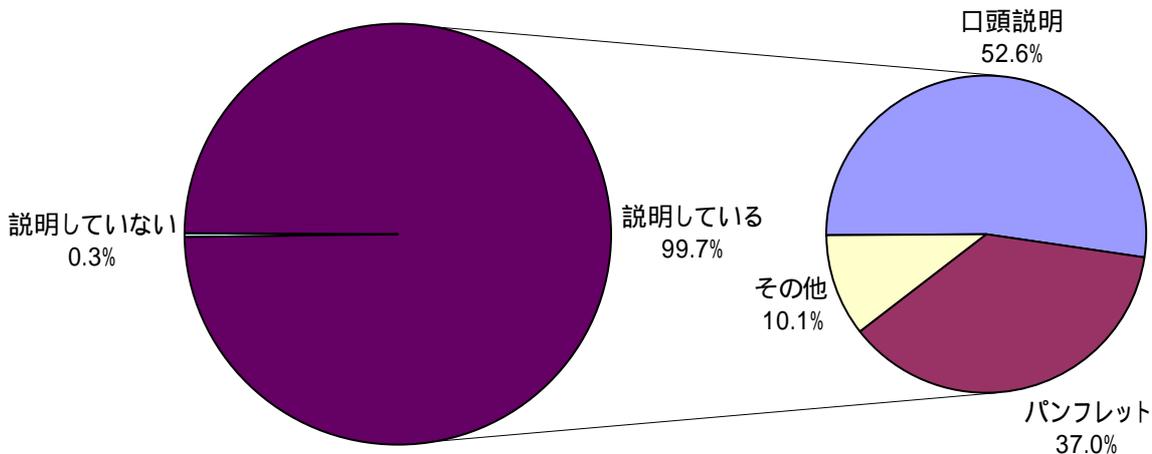
下痢、嘔吐、咳、四肢の麻痺、皮膚病、目やに、ノミの有無など

(3) 相談できる獣医師の有無



8 販売時の説明等

(1) 説明の実施状況



(2) 説明すべき事項として考えられている事項の例

当該動物種に係る適正な飼養又は保管の方法

- ・ 給餌給水方法
- ・ 飼養施設の構造及び規模
- ・ 運動及び休息方法
- ・ 当該動物種に起因する主な感染性の疾病の種類及びその予防方法
- ・ 不妊去勢の方法及び費用
- ・ その他

当該個体の状態や特性に関する情報

- ・ 動物の種類、性別、生年月日、不妊去勢の実施状況
- ・ 当該個体の病歴及び親兄弟の遺伝性疾患等の病歴、当該個体のワクチン接種状況
- ・ 性成熟時の標準体重及び標準体長
- ・ 平均寿命
- ・ 特徴的な生態や習性
- ・ その他

(3) 動物の特性情報の表示の例（某ペット販売店）



種類、誕生日、サイズ、性別等が記載されている

9 輸送

(1) 輸送の実態

鉄道

手回り品としての同乗輸送など。

飛行機

受託手荷物として輸送又は貨物便での輸送。いずれの場合も、気温・気圧等が客室とほぼ同じに保たれた貨物室に保管。輸送方法については、IATA(国際航空運送協会)が定めた動物輸送規定を遵守。

陸運

動物輸送用の施設を備えた専門業者による輸送、又は宅配便の業者(一部)による輸送など。

(2) 輸送に係るガイドライン等

IATA(国際航空運送協会)

IATAとは、ICAO(国際民間航空機関)の参加政府によって認可された定期航空会社が加盟する団体のことであり、航空運送に関する運賃、規則の検討等を行っている。

動物の輸送については、IATAによって「動物輸送規定」が作成されており、その中では、次に掲げる事項等が規定されている。

- ・必要に応じて適格な随行員を乗せること
- ・輸送に関わる職員は動物の取扱い等に関する知識等を有していること
- ・所定の構造のコンテナに入れて輸送すること
(換気が確保される構造、起立したままで方向転換等ができる規模など)
- ・動きや振動等からストレスを受けないようにすること
- ・気温等の環境の調節に配慮すること
- ・幼齢動物等の輸送は行わないこと

なお、この動物輸送規定については、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス等の各国が、法律の一部や動物の輸送許可基準等として採用している。

米国動物福祉法における犬及びねこに係る輸送の細則

同細則においては、次に掲げる事項が規定されている。

輸送に使用するケージ

- ・輸送用のケージの作り（安全かつ快適な構造、適正な通気等）
- ・輸送用のケージの清掃
- ・通気
- ・相性（同梱動物の相性等）
- ・スペースと置場
- ・航空輸送（日齢別の同梱可能頭数）
- ・陸上、海上又は自家用飛行機による輸送（日齢別の同梱可能頭数）
- ・添付書類と記録

主要輸送機関（自動車、鉄道、航空機、船舶）

- ・十分な空気の供給、空調設備の必要性等
- ・遵守すべき温度環境（7.2 度～29.5 度）

給餌給水の要件

輸送中のケア

- ・動物の状態に関する、状況が許す限りの頻繁な観察等

ターミナル施設

- ・置場（貨物との混載の制限）
- ・清掃、消毒、有害動物駆除
- ・通気
- ・温度
- ・日隠

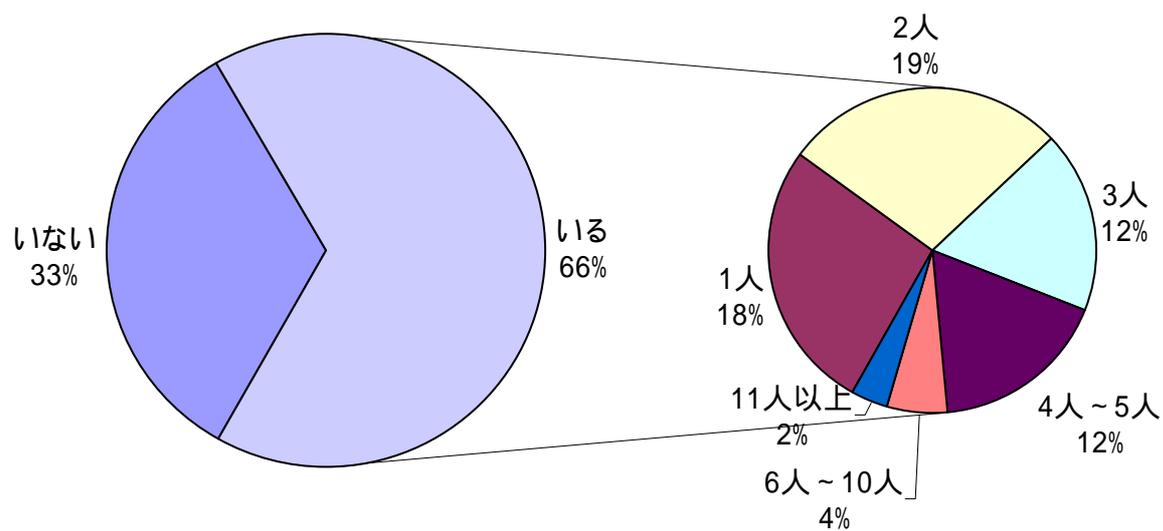
取扱い

- ・極端な暑熱からの庇陰
- ・積み下ろし時の衝撃等の防止等

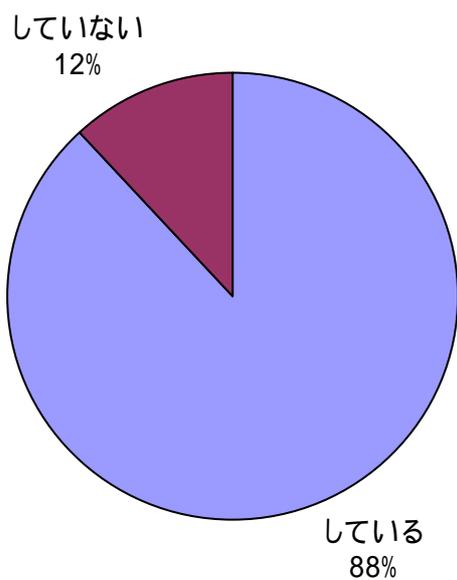
出典：米国動物福祉法（地球生物会議）

10 人的体制

(1) 動物関係学校卒業者のいる店舗数の割合等



(2) 従業員研修の実施状況



(3) 動物取扱業に係る主な資格制度

国家資格等：獣医師、学芸員、動物愛護推進員など

民間資格等：愛玩動物飼養管理士、家庭動物販売士、AHT、ペットトリマー、
犬の訓練（調教）士など

(4) 自治体の主任者研修の実施状況（回数、時間、科目）

東京都（主任者資格の取得時、取得後は年1回（任意））

- ・動物の愛護及び管理に関する法令：1時間
- ・動物取扱業者が守るべき事項：1時間
- ・人と動物との共通感染症の予防：1時間 計3時間

取得後の研修は主任者の資質向上を目的とした講習。内容は固定していない。

山梨県（年1回以上）

（H15年度の例）

- ・法における動物取扱業の規定
- ・動物取扱業者の責務と説明責任 計2時間

愛知県（年2回）

- ・動物の愛護及び管理に関する法令：2時間
（動物の愛護及び管理に関する法律、条例、狂犬病予防法等）
- ・動物の適正飼養：2時間
（環境と施設、習性と飼養等）
- ・動物由来感染症の予防：30分
（動物由来感染症の種類、予防方法等）
- ・動物愛護：30分 計5時間
（「動物愛護」の歴史、法制定に至る経緯等）

川崎市（主任者資格の取得時）

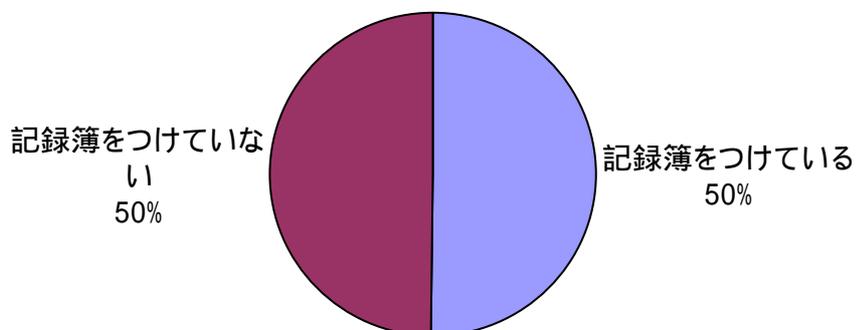
- ・動物取扱業と動物取扱主任者：1時間
- ・動物の特性と問題点：1時間
- ・人畜共通感染症とその予防：1時間
- ・動物の愛護及び管理に関する法令：1時間 計4時間

名古屋市（主任者資格の取得時）

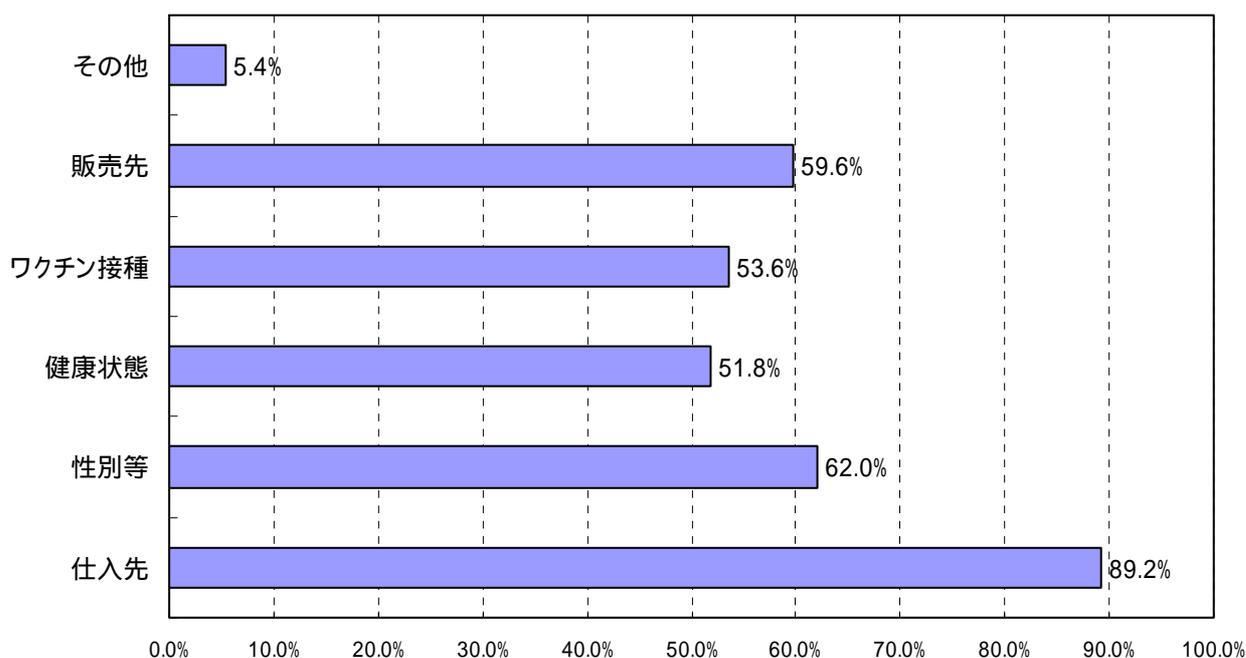
- ・動物の愛護及び管理に関する法令（含 条例）：40分
- ・動物の適正飼養：30分
- ・動物取扱責任者の役割：20分
- ・動物由来感染症：30分
- ・その他法令に関すること：60分 計3時間

1 1 記録保管

(1) 記録簿の有無



(2) 記録簿の記載内容



(3) 記録が必要と考えられている主な事項

- ・ 販売及び貸出し時の顧客への説明状況
- ・ 動物を仕入れ及び販売する等の動物の取引状況
- ・ 施設の清掃及び消毒、保守点検の実施状況
- ・ 飼養保管する動物の数及び状態の確認の実施状況
- ・ 動物の繁殖の実施状況（繁殖業者等）

参考 動物取扱業の基準等の策定等について（前回資料の抜粋）

1 概要

現行の届出制に基づいて勧告・命令等を行っても改善がみられない悪質事例が存在していたこと、全般的に施設や管理の水準の向上が必要であるとして、全体の約12%の施設が改善指導を受けていたこと等から、業務停止命令等の措置を講じることができる登録制の導入、動物取扱責任者の選任及び研修の義務付け、インターネットによる販売等の施設を持たない業の追加や動物触れ合い施設が含まれることの明確化等の動物取扱業の範囲の見直し、鳴き声や臭い等の生活環境の保全上の支障を防止するための基準の遵守の義務付け等の動物取扱業の適正化のための措置が改正法に盛り込まれたところ。

策定が必要となる事項

登録の拒否及び遵守基準

動物取扱業の登録申請の審査に当たって必要となる、動物の健康及び安全の保持等に関する基準、飼養施設の構造等に関する基準の策定（改正法第12条第1項）、登録を受けた動物取扱業者が遵守しなければならない動物の管理方法等に関する基準の策定（改正法第21条第1項）

登録標識

登録を受けた動物取扱業者が掲げなければならない標識の内容等に関する基準の策定（改正法第18条）

動物取扱責任者研修会の実施基準

動物取扱責任者に受けさせるべき研修に関する基準の策定（改正法第22条第3項）

改正法参照条文（抜粋）

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

四 第十条第一項の登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（標識の掲示）

第十八条 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（基準遵守義務）

第二十一条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

（動物取扱責任者）

第二十二条 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第五号までに該当する者以外の者でなければならない。

3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

2 策定状況等

登録の拒否及び遵守基準、登録標識、動物取扱責任者研修会の実施基準については、今回、新規に策定（一部の自治体では、登録制や取扱責任者の選任の義務付け等を実施中）。なお、現行の届出制における動物取扱業者の遵守基準（省令）については、平成12年6月に制定。

3 動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準（現行の遵守基準）

平成 12 年 6 月 30 日総理府令第73号

（用語）

第1条 この省令で使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（飼養施設の構造）

第2条 法第11条第1項の環境省令で定める飼養施設の構造に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 飼養する動物の種類及び習性等に応じた飼養場所を確保するため、次の要件を備えていること。

イ 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたくなど日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を有すること。

ロ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えていること。

ハ 過度なストレスがかからないような温度、通風及び明るさが保たれる構造であり、又はそのような状態に保つための設備を備えていること。

屋外又は屋外に面した場所にあつては、日照及び風雨等を遮る設備を備えていること。疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物を、必要に応じ適切に隔離できる設備を備えていること。

二 良好な衛生状態を維持するため、次の要件を備えていること。

イ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。

ロ 衛生的な水を十分供給できる給水設備を備えていること。

ハ 洗浄及び消毒に必要な器具又は設備を備えていること。

ニ 飼料等を衛生的な状態で保管するための設備を備えていること。

ホ 汚物等を一時保管するためのふた付きの容器を備えていること。

三 飼養する動物の逸走及び事故を防止するため、次の要件を備えていること。

飼養する動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて動物の逸走を防止できる構造及び強度であること。床、内壁、天井及び附属設備は、突起物、穴、くぼみ及び斜面等で飼養する動物が傷害等を受けるおそれがないような構造であること。

四 次に掲げる動物取扱業者に係る飼養施設にあつては、前各号に掲げるもののほか、それぞれ次に掲げる要件を備えていること。

イ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養する動物間での感染症や闘争の発生を防止するため、顧客の動物を個々に収容するための設備を備えていること。

ロ 展示業者にあつては、飼養する動物の習性及び生理に応じて運動場、水浴び場、砂場、営巣場、休息場等の設備を備えていること。

（動物の管理の方法等）

第3条 法第11条第1項の環境省令で定める動物の管理の方法等に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 動物の種類、習性等に応じた飼養が行われるよう、次に掲げる方法により管理を行うこと。
 - イ 飼養する動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じた給餌及び給水を行うこと。
 - ロ 異種又は複数の動物を同一飼養施設内で飼養する場合には、飼養する動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争の発生を避けるようにすること。
 - ハ 疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物については、隔離するなど過度なストレスがかからないようにすること。
 - ニ 親子共に飼養するなど、幼齢な動物の健全な育成及び社会化に努めること。
- 二 飼養する動物の衛生の確保並びに疾病及びけがの予防措置を講じるに当たっては、次に掲げる方法により管理を行うこと。
 - イ 新たな動物を飼養施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間他の動物と接触させないようにすること。
 - ロ 飼養する動物の疾病及びけがの予防並びに寄生虫の防除等日常的な健康管理に努めるとともに、動物が疾病にかかり又は負傷した場合には速やかに必要な処置を行うこと。
 - ハ 必要に応じて獣医師による診療及びワクチン接種が行われるようにすること。
 - ニ 飼養施設及び設備又は器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、飼養する動物の排せつ物その他の廃棄物を適正に処理すること。
 - ホ ねずみ及びはえ、蚊等の害虫の侵入を防止するとともに、必要に応じて駆除すること。
 - ヘ 動物の死体は速やかに適正に処理すること。
 - ト 飼養する動物を輸送する場合には、衛生管理及び事故防止に必要な措置を講ずること。
- 三 飼養する動物の逸走及び事故を防止するため、次に掲げる方法により管理を行うこと。
 - イ 飼養施設の日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養する動物の数及び状態を確認すること。
 - ロ 飼養する動物が逸走した場合の措置をあらかじめ定めておくこと。逸走した場合には、その速やかな捕獲等に努めること。
 - ハ 地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置をあらかじめ定めておくこと。緊急事態が発生した場合には、速やかに飼養する動物の安全確保に努めること。
- 四 取り扱う動物の適正な飼養及び管理の方法並びに飼養する動物に起因する感染性の疾病に関する知識を習得するとともに、動物を飼養し又は管理する従業員等に対しそれらを習得させるための措置を講ずること。
- 五 次に掲げる動物取扱業者にあつては、前各号に掲げるもののほか、それぞれ次に掲げる方法により飼養する動物の管理等を行うこと。
 - イ 販売業者にあつては、販売する動物の適正な飼養及び管理の方法並びに当該動物に起因する感染性の疾病に関する情報を購入者に提供すること。
 - ロ 販売業者にあつては、幼齢な動物については必要なワクチンの接種後に販売するように努めるとともに、その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、

獣医師が発行した証明書類を添付すること。

- 八 販売のために動物を繁殖させる販売業者にあつては、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めること。
- 二 貸出し業者にあつては、貸出し先において飼養する動物の健康及び安全の確保がなされるよう、契約等の際において当該動物の取扱い方法等についての情報を提供すること。
- ホ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養する動物を搬出する都度当該飼養施設の清掃及び消毒を行うこと。
- へ 展示業者にあつては、飼養する動物の健康を保持するため、観覧者が展示動物にみだりに食物を与えることができないよう必要な措置を講ずること。展示動物に食物を与えることを観覧者に認める場合には、認められた食物以外の食物が与えられることのないようにすること。
- ト 展示業者及び販売業者にあつては、観覧者又は顧客が飼養する動物に接触することを認める場合には、動物に過度なストレスがかからないよう、当該動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

